

平成30年度決算審査意見書における指摘事項及び改善策について

NO.	指 摘 事 項	改 善 策
(1)	<p>【税外収入の適正な管理と回収について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滞納処分・強制執行による徴収や、徴収困難な場合に執るべき執行停止・徴収停止等については、取組みが進んでいない現状がある。 ・当年度においても、介護保険料や下水道使用料、保育所・認定こども園利用者負担金等において不納欠損処分した内容を見ると、未納者の財産等について必要な調査を行わないまま、生活困窮や納付意思なし、音信不通というような曖昧な状態で、時効により欠損処分を行っている。 ・地方自治体の債権に関しては、その発生から消滅までのライフサイクルは法に定められており、これらの手続きは実施しなければならないものである。滞納分について法に定められた回収等の手続きを行わないまま、曖昧な状態で時効を迎えて不納欠損するのではなく、然るべき手続きを行って債権の取扱いを明確にすべきであり、これは、保険料や使用料、負担金等を誠実に納付している者との公平性に鑑みても必要な取組みである。 ・税務課等の協力を得て、その知見を生かすことができる強制徴収公債権から取組みを進めるなど、税外収入の適正な管理と回収を行ってほしい。 	<p>現在、強制徴収公債権については、督促状や催告書を発送し、納付を促しております。また、保育所・認定こども園利用者負担金等につきましては、保護者との相談により承諾を得た上で、児童手当からの充当納付も行うなど、滞納が発生した場合、早期に相談や納付の呼びかけを行うとともに、滞納状況を的確に把握し、初期段階での対応を強化しているところです。また、納付管理が困難な高齢者については、家族等に納付書の送付先を変更するなどの対応をしております。庁内でも債権の手続きについて研修を行い、職員の知識の向上に努めております。</p> <p>今後は、税務課や関係部局等との連携強化を図りながら、債権回収に関する知識の習得や手続きの明確化に努め、さらなる適正な債権管理・回収に取り組んでまいります。</p>
(2)	<p>【道路占用料及び法定外公共物使用料における未納者への対処について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未納者に対しては年度末に催告書を送付し納付を促すのみであった。 ・令和元年度からではあるが、現地の使用状況を順次確認しつつ、督促状送付の準備を進め、電話・訪問による催告等についても検討しているということである。 ・債権の適正な管理と徴収を行えるよう、早急の実務を整えてほしい。 	<p>現在、未納者への電話及び訪問により催告を行っております。引き続き、督促状の送付の準備を進めるとともに、適正な徴収及び管理を行ってまいります。</p>